

飯塚市立地適正化計画の策定について

平成27年7月27日

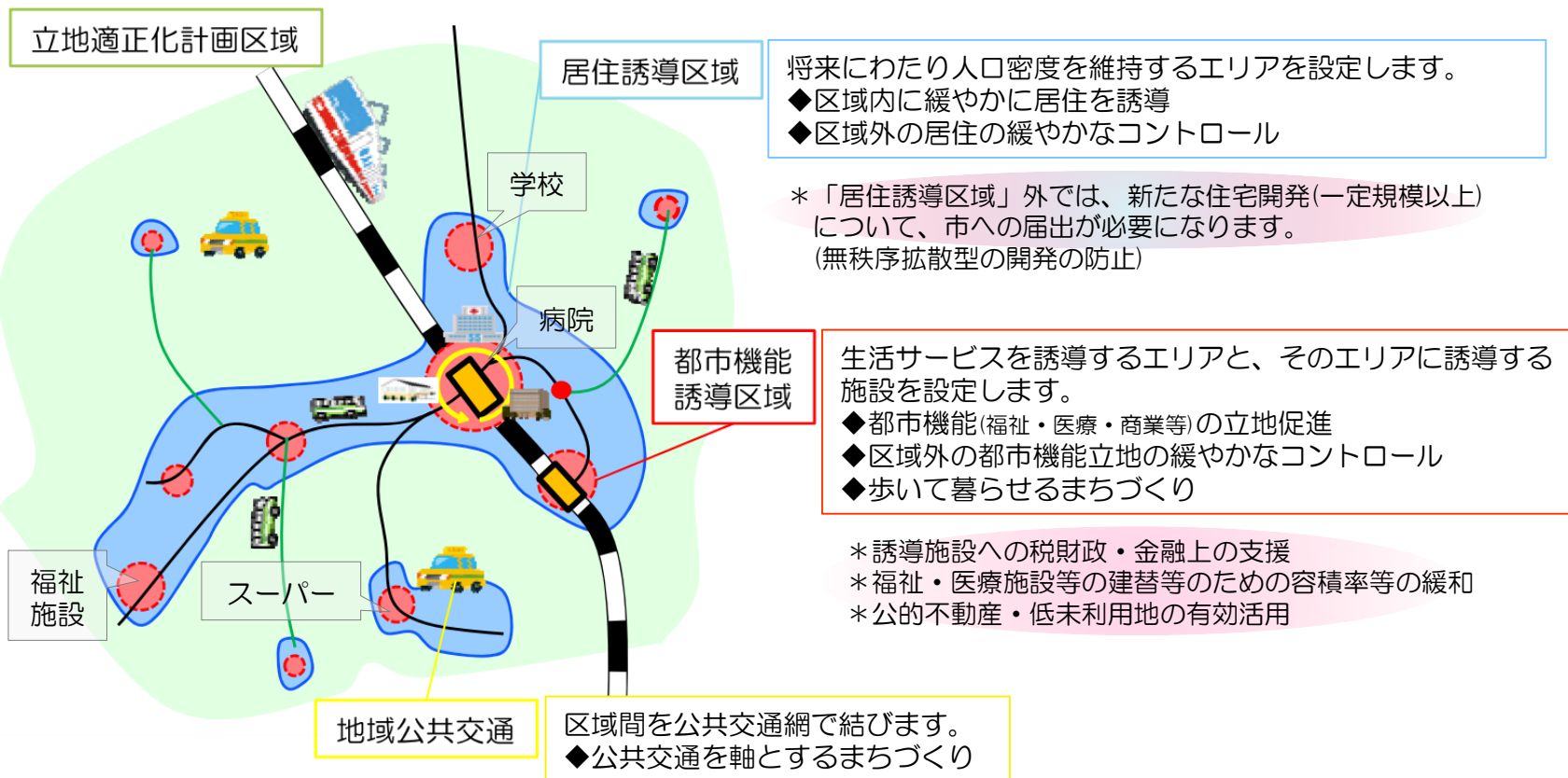
飯塚市企画調整部地域連携都市政策室

【目次】

1 立地適正化計画とは	・・・P.1	3 飯塚市の人口について	・・・P.8
2 飯塚市立地適正化計画について	・・・P.4	(1) まちの成り立ち	
(1) 計画の内容		(2) 人口推移の実績	
(2) 計画の位置付け		(3) 将来の人口推移の見通し	
(3) 計画の検討体制		(4) 人口集中地区(DID)の推移と状況	
(4) 計画策定までのスケジュール		4 計画策定の視点について	・・・P.13
		(1) 拠点連携型都市の構築	
		(2) 人口密度の維持	
		(3) 都市機能の維持	
		(4) 持続可能な都市構造	
		(5) 都市の課題抽出	

1 立地適正化計画とは

平成26年8月に施行された「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」において、市町村が住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の立地の適正化を図るための計画として、「**立地適正化計画**」を作成することができることとなりました（法第81条）。「**立地適正化計画**」とは、今後地方都市において、人口減少や高齢化が進展していく中で、まちのかたちはどうあるべきか、都市構造の観点から将来への対応を考えていく計画です。



(イメージ図)

(立地適正化計画概要パンフレット(国土交通省作成)抜粋)

◆立地適正化計画策定の必要性（地方都市の現状と課題、政策の方向性）

地方都市の現状と課題

- 多くの地方都市では、
 - ・急速な人口減少と高齢化に直面し、地域の産業の停滞もあり活力が低下
 - ・住宅や店舗等の郊外立地が進み、市街地が拡散し、低密度な市街地を形成
 - ・厳しい財政状況下で、拡散した居住者の生活を支えるサービスの提供が将来困難になりかねない状況にある。
- こうした状況下で、今後も都市を持続可能なものとしていくためには、都市の部分的な問題への対症療法では間に合わず、都市全体の観点からの取り組みを強力に推進する必要。

多極ネットワーク型コンパクトシティの形成

- 医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、あるいは、
 - 高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく公共交通により医療・福祉施設や商業施設等にアクセスできるなど、
 - 日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいなどの身近に存在する
- 「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指す。**

立地適正化計画は、区域や基本的な方針など都市再生特別措置法（第81条第2項他）に規定する事項を主な内容とします。（下表は法に規定する必須事項）

項目	記載事項	内容
立地適正化計画区域	区域	都市計画区域内の区域
	基本的な方針	住宅及び都市機能増進施設(*)の立地の適正化に関する基本的な方針 (*)都市機能増進施設：医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設
居住誘導区域	区域	都市の居住者の居住を誘導すべき区域 ◆居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。
	講ずべき施策	居住環境の向上、公共交通の確保その他の当該居住誘導区域に都市の居住者の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項
都市機能誘導区域	区域	都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域 ◆都市機能誘導区域は、医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。
	講ずべき施策	立地を誘導すべき都市機能増進施設（誘導施設）及び当該誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項

2 飯塚市立地適正化計画について

(1) 計画の内容

飯塚市では、今後の人口減少が予想される中、持続可能な都市構造とするためには、本市の都市目標像（都市計画マスタープラン）である「**拠点連携型都市**」づくりを進めることが重要であるとの認識のもと、都市機能の維持・増進による将来にわたる居住環境の確保・向上に関する指針である「**飯塚市立地適正化計画**」を策定します。

計画期間 平成29年4月 から 平成39年3月 まで

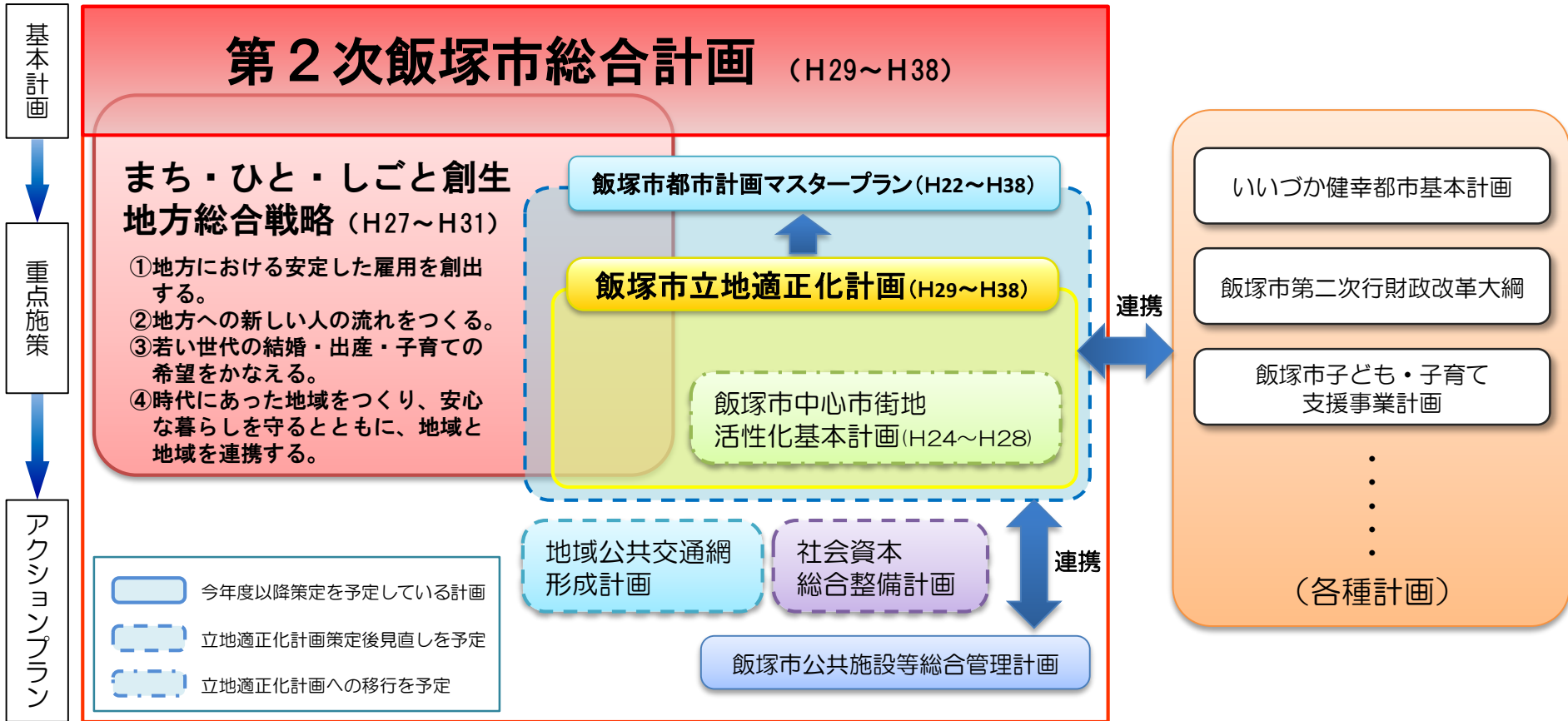
計画期間は、おおむね20年後の都市の姿を展望(*)しつつ、本市の第2次総合計画や都市計画マスタープランの終期を勘案し、平成29年度から38年度までの10年間とします。

(*)人口等の将来分析に基づき、居住に必要な都市機能の立地に関する将来見通しや地価、空き地等の状況を様々な角度から分析し、居住環境の向上につなげます。

(2) 計画の位置付け

立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部とみなされます。

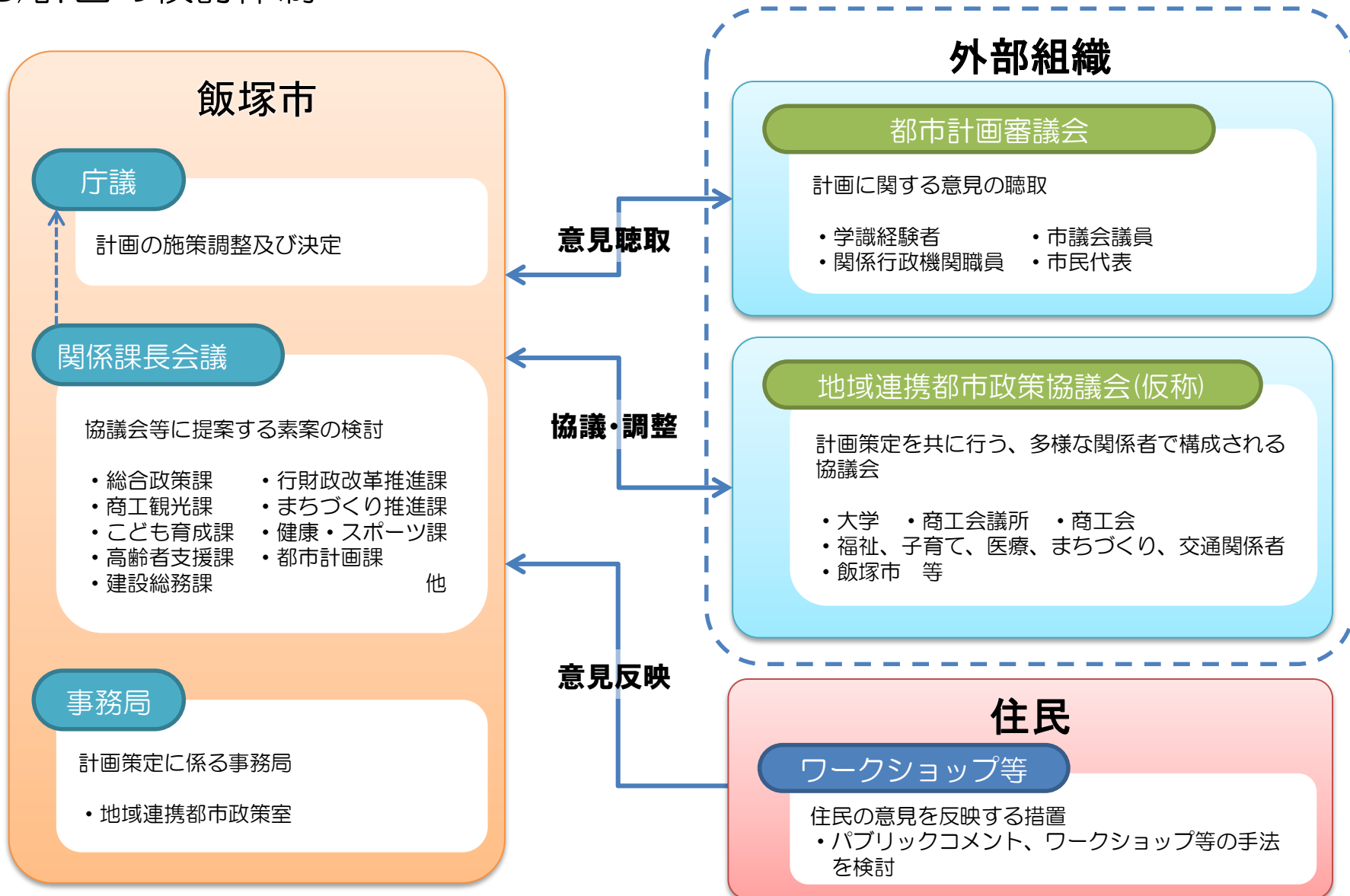
飯塚市の地方創生にかかる各種計画の相関図



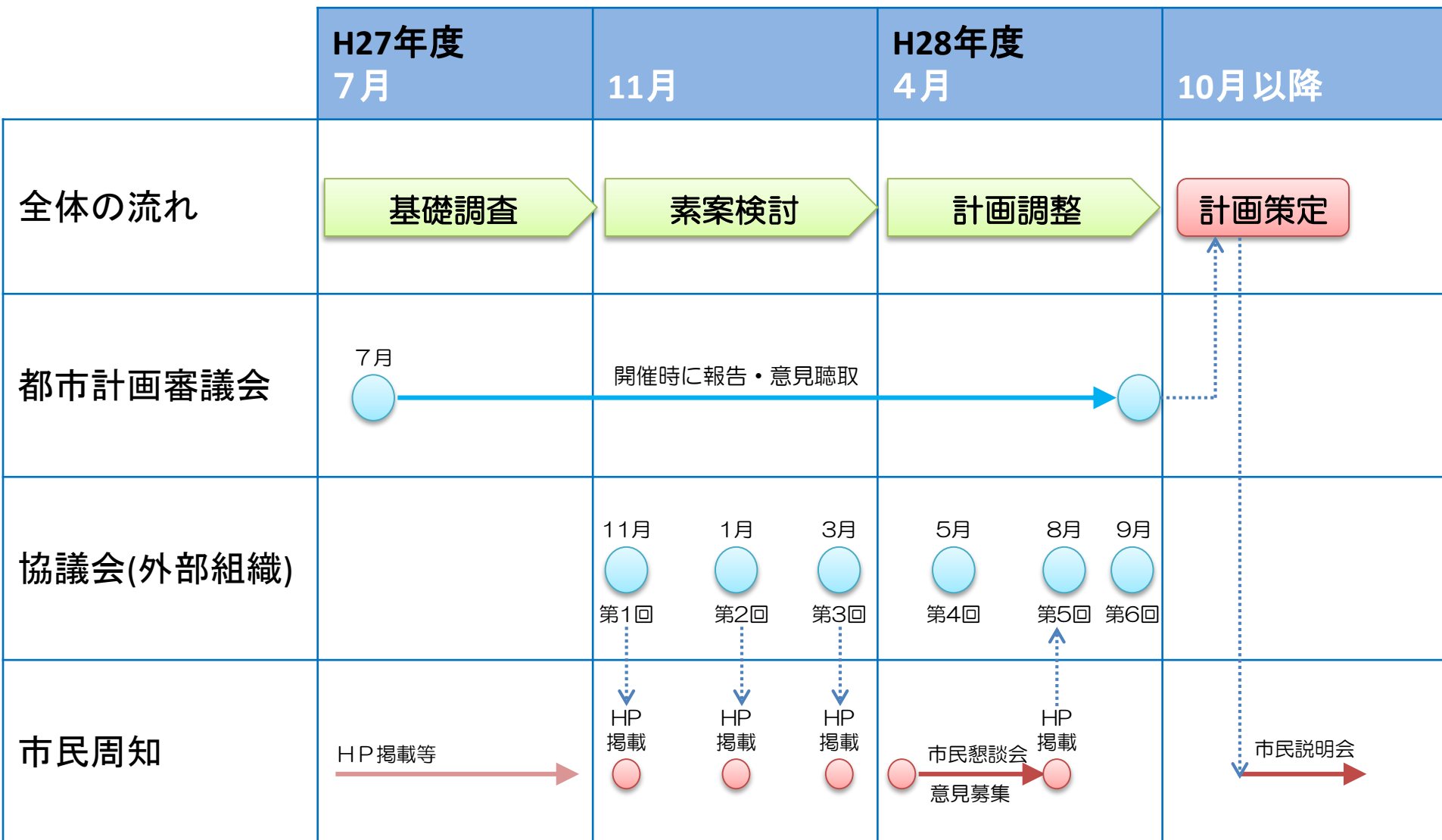
○都市全体を見渡したマスタープランとしての性質をもつ立地適正化計画は、「飯塚都市計画区域マスタープラン」及び「飯塚市都市計画マスタープラン」と整合を図る必要があります。

○都市の骨格構造の検討、誘導区域や誘導施設の設定にあたっては、子育て・医療・福祉、住宅、産業などの関連施策と連携を図る必要があります。

(3) 計画の検討体制



(4) 計画策定までのスケジュール



3 飯塚市の人口について

(1) まちの成り立ち（年表）

時 期	出 来 事
明 治 2 2 年	町村制の施行 穂波郡) 飯塚町、大谷村、二瀬村、鎮西村、穂波村、大分村、上穂波村、内野村の発足 嘉麻郡) 笠松村、庄内村、穎田村の発足
明 治 4 2 年	飯塚町と笠松村の合併
大 正 7 年	幸袋町の発足：大谷村が町制施行、改称
昭 和 7 年	飯塚市の発足：飯塚町が市制施行 二瀬町の発足
昭 和 3 0 年	筑穂町の発足：上穂波村、内野村、大分村（一部）の合併 穂波村：大分村のうち、高田村、舍利蔵村、津原村、久保白村を編入
昭 和 3 2 年	穂波町の発足：穂波村が町制施行
昭 和 3 3 年	庄内町の発足：庄内村が町制施行
昭 和 3 4 年	穎田町の発足：穎田村が町制施行
昭 和 3 8 年	飯塚市：二瀬町、幸袋町、鎮西村の合併
平 成 1 8 年	飯塚市、穂波町、筑穂町、庄内町、穎田町の合併

(2) 人口推移の実績

時 期	全国(千人)	飯塚市(人)	飯塚市(人)					比率 (%)
			飯塚地区	穂波地区	筑穂地区	庄内地区	穎田地区	
明治22年	39,473	32,217	14,193	3,665	8,667	2,616	3,076	0.08
大正 9年	55,963	126,080	61,918	37,235	9,773	10,114	7,040	0.23
昭和10年	69,254	144,845	78,373	31,578	13,062	16,662	5,170	0.21
昭和15年	71,933	167,381	88,663	36,721	13,730	19,379	8,888	0.23
昭和30年	90,077	199,537	107,467	42,185	19,359	20,727	9,799	0.22
昭和35年	94,302	186,760	104,000	36,857	17,684	17,944	10,275	0.20
昭和40年	99,209	141,445	82,033	27,151	15,430	8,360	8,471	0.14
平成17年	127,768	133,357	79,365	25,641	10,815	10,695	6,841	0.10
平成22年	128,057	131,492						0.10

(上表における飯塚地区と筑穂地区の内訳)

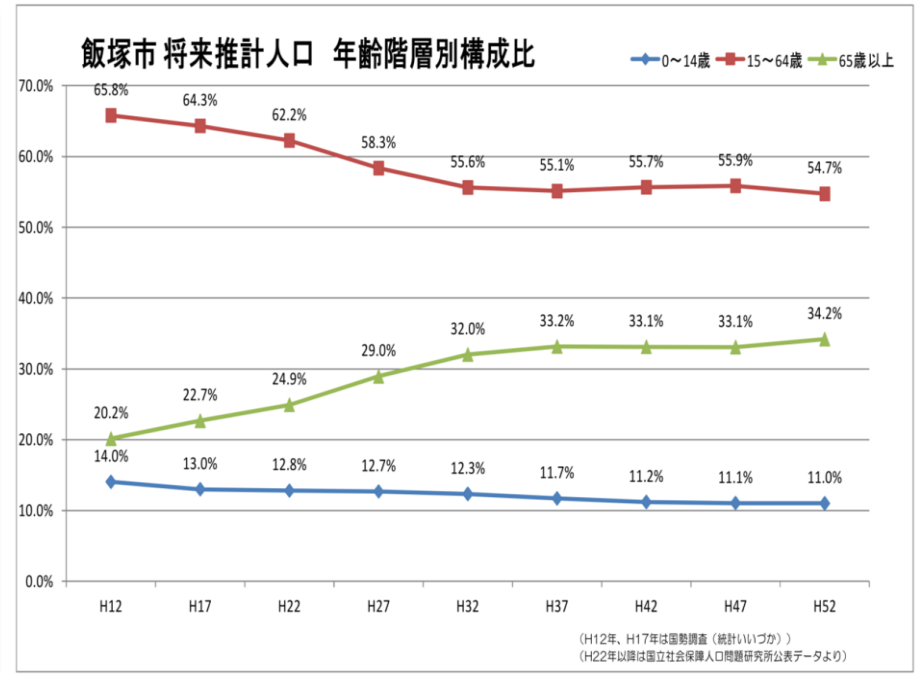
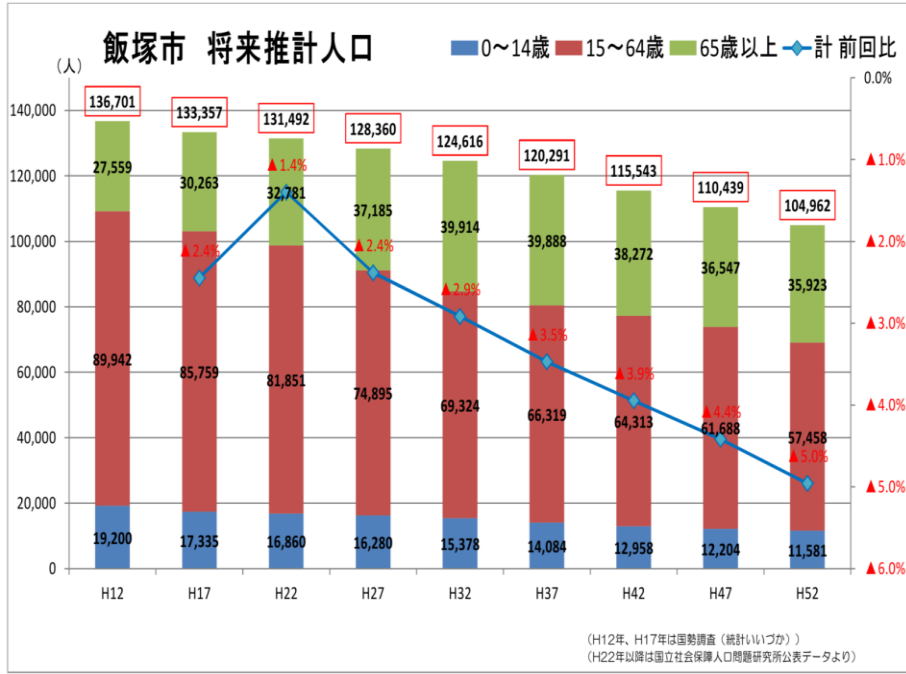
時 期	飯塚地区 (人)						筑穂地区 (人)			
	飯塚町	笠松村	二瀬村	幸袋村	鎮西村	大分村	上穂波村	内野村		
明治22年	14,193	2,935	3,445	2,325	2,586	2,902	8,667	3,703	3,029	1,935
大正 9年	61,918		28,876	14,997	11,477	6,568	9,773	4,043	4,110	1,620
昭和10年	78,373		39,629	20,499	10,047	8,198	13,062	3,799	7,506	1,757
昭和15年	88,663		46,685	20,505	13,587	7,886	13,730	4,613	7,409	1,708
昭和30年	107,467		61,650	22,484	14,500	8,833	19,359			19,359
昭和35年	104,000		60,431	22,429	12,907	8,233	17,684			17,684

* 明治22年地区人口は、市・町誌(史)抜粋。大正9年以降は国勢調査人口。

時期は、「(1)まちのなりたち」の出来事の直後を選定。平成17年、平成22年は直近の国勢調査として記載。

* 比率は、全国の人口に対する飯塚市の人口の割合

(3) 将来の人口推移の見通し



【年齢階層別推計人口】

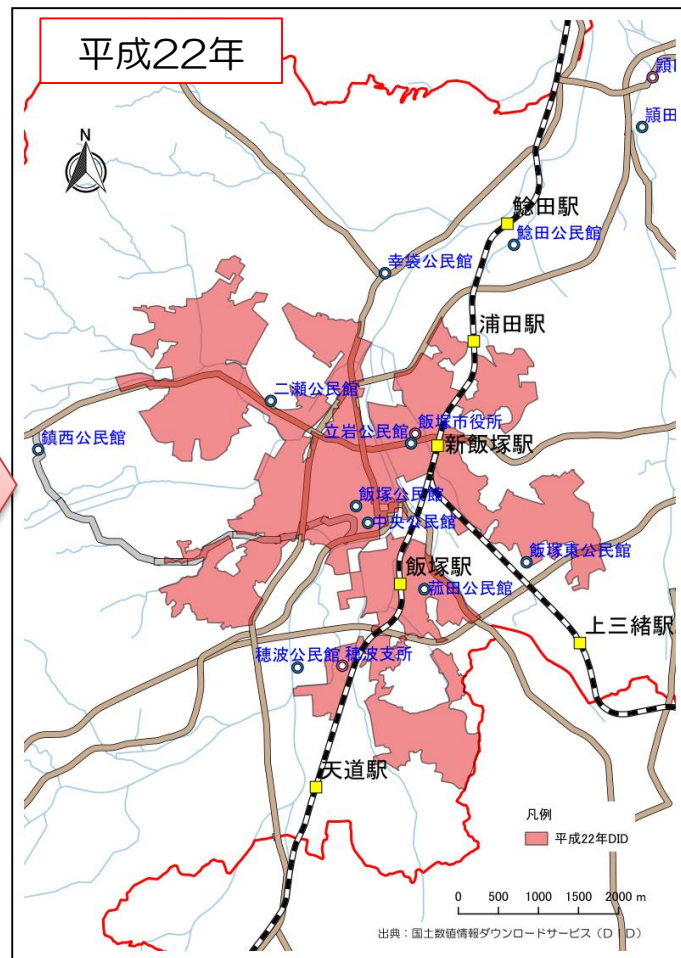
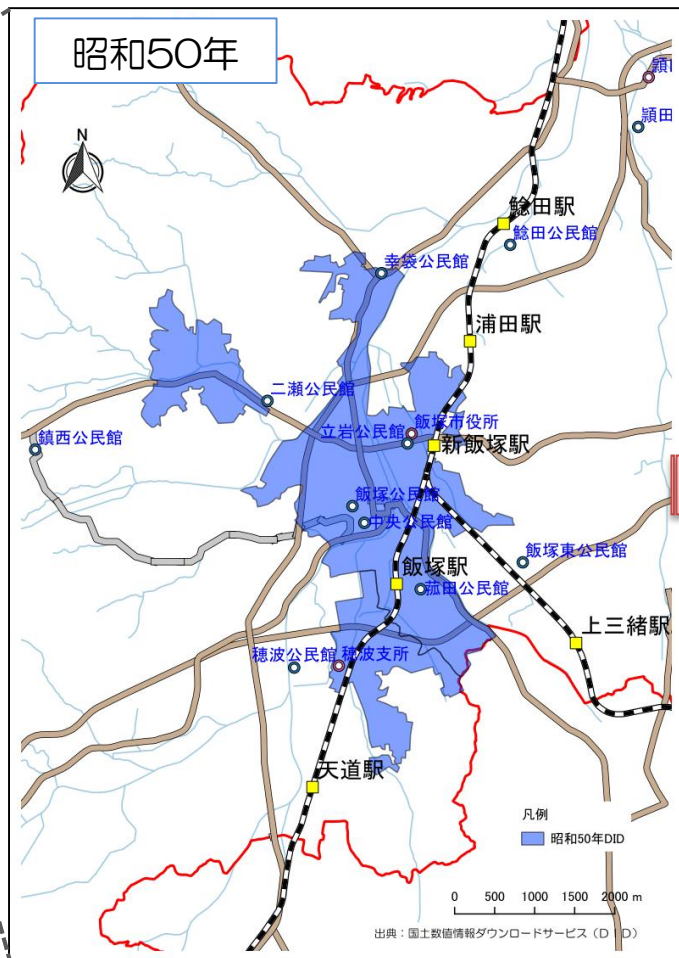
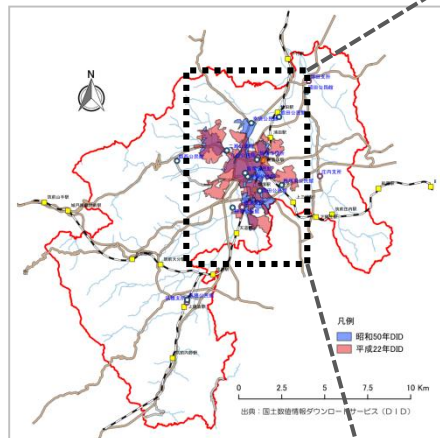
年齢	H12	H17	H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52
65歳以上	27,559	30,263	32,781	37,185	39,914	39,888	38,272	36,547	35,923
15~64歳	89,942	85,759	81,851	74,895	69,324	66,319	64,313	61,688	57,458
0~14歳	19,200	17,335	16,860	16,280	15,378	14,084	12,958	12,204	11,581
計	136,701	133,357	131,492	128,360	124,616	120,291	115,543	110,439	104,962
計前年比	0.0%	▲2.4%	▲1.4%	▲2.4%	▲2.9%	▲3.5%	▲3.9%	▲4.4%	▲5.0%

【年齢階層別構成比】

年齢	H12	H17	H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52
65歳以上	20.2%	22.7%	24.9%	29.0%	32.0%	33.2%	33.1%	33.1%	34.2%
15~64歳	65.8%	64.3%	62.2%	58.3%	55.6%	55.1%	55.7%	55.9%	54.7%
0~14歳	14.0%	13.0%	12.8%	12.7%	12.3%	11.7%	11.2%	11.1%	11.0%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(H12年、H17年は国勢調査(統計いづか)、H22年以降は国立社会保障人口問題研究所公表データより)

(4) 人口集中地区(DID)の推移と状況



人口集中地区(DID)とは人口密度が4,000人/km²以上の基本単位区が市区町村の境界内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域。

※昭和50年は旧飯塚市と旧穂波町の合算値

- 飯塚市では、DIDが徐々に拡大しており、平成22年は昭和50年の約1.5倍に拡大しています。
- 一方で人口密度は減少傾向にあります。

調査年度	DID内人口(人)	DID面積(km ²)	DID人口密度(人/km ²)
昭和50年	48,357	9.4	5,144
平成22年	53,622	13.12	4,087

(参考) まちの成り立ち

明治22年、73村がそれぞれ合併し11町村に。

二瀬村

川津村 横田村 伊岐須村
相田村 伊川村 片島村

大谷村

庄司村 津島村 柳橋村 吉北村
中村 幸袋村 目尾村

穎田村

口原村 勢田村
佐与村 鹿毛馬村

鎮西村

八木山村 蓮台寺村 建花寺村 花瀬村
明星寺村 大日寺村 潤野村

笠松村

川島村 立岩村 鯨田村
下三緒村 上三緒村

庄内村

元吉村 大門村 仁保村
有井村 綱分村 多田村
有安村 赤坂村 山倉村
筒野村 高倉村 入水村

穂波村

枝国村 堀池村 忠隈村 南尾村
小正村 若菜村 秋松村 平恒村
椿村 弁分村 太郎丸村
椋本村 安垣村 楽市村

飯塚町

徳前村 飯塚村 菰田村

上穂波村

元吉村 北古賀村 長尾村 平塚村
馬敷村 山口村 阿恵村

大分村

高田村 舍利蔵村 津原村
内住村 大分村 久保白村

内野村

内野村 弥山村

 は、現在の地区公民館所在地。

4 計画策定の視点について

(1) 拠点連携型都市の構築

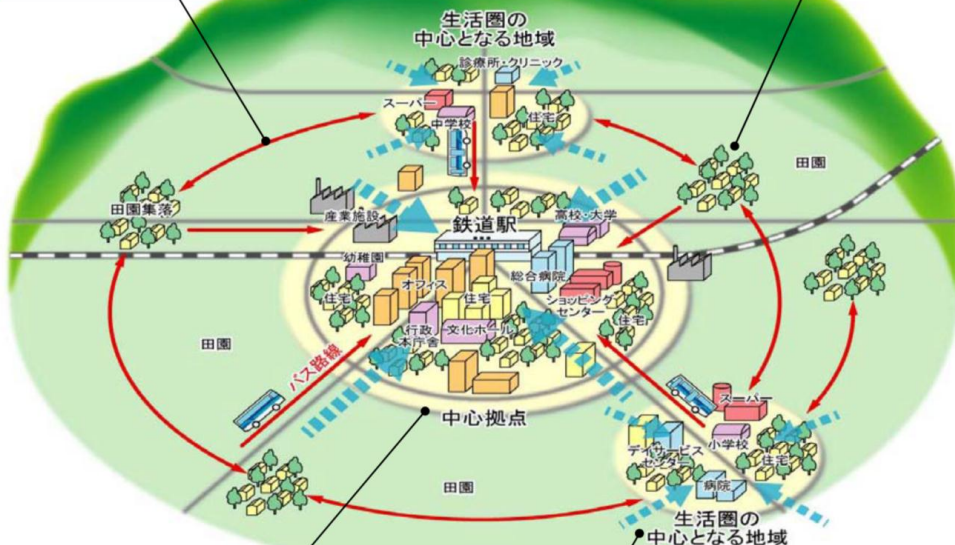
「拠点連携型の都市」のイメージ

地域間の連携・交流

中心拠点、生活圏の中心、集落を交通ネットワークで結ぶことにより、地域間の連携や交流を活発にします。

田園集落

緑豊かな自然環境と調和し、一定の生活利便性を確保していきます。



中心拠点

高次の都市機能が集積し、都市の顔となる場があり、日常生活の利便性を高めていきます。

生活圏の中心となる地域

日常生活に必要な機能が集積し、生活圏の生活利便性を高めていきます。

中心拠点とは

“都市機能が相当程度集積し、あるいは、将来、集積が見込まれる地域”で、『本市の顔となる地域』

地域拠点とは

居住環境の確保・向上や人口密度の維持等の施策を講じることで、“周辺地域を含んだ地域住民の暮らしが守られ、地域の交流拠点となり得る地域”で、『将来に亘り生活圏の中心となる地域』

拠点の連携とは

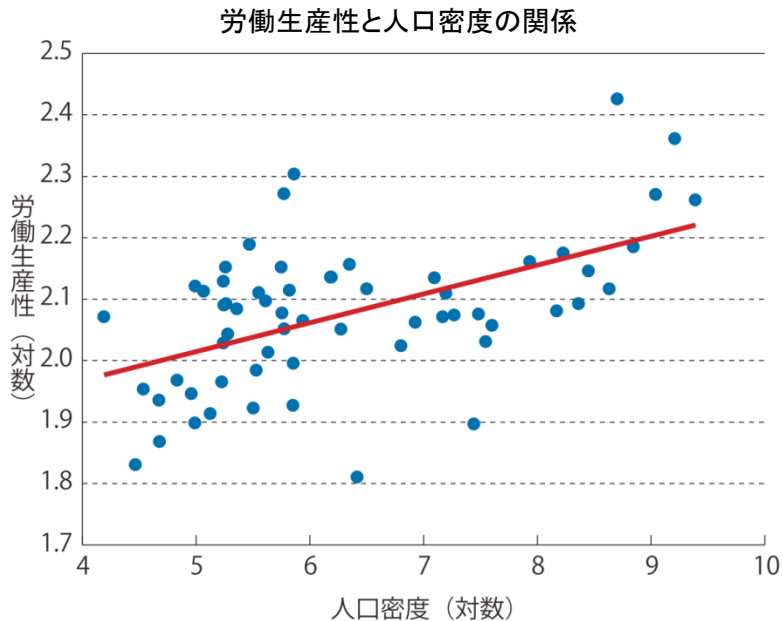
中心拠点・地域拠点、集落を交通ネットワークで結ぶことにより、地域間の連携や交流を活発にすること。

- 拠点の定義や設定の方法は、今後、計画策定の中で整理していきます。

(2) 人口密度の維持

人口減少下において、生活サービスや従来のコミュニティ活動が持続的に確保されるためには、一定のエリアに一定規模の人口密度を維持することが求められます。

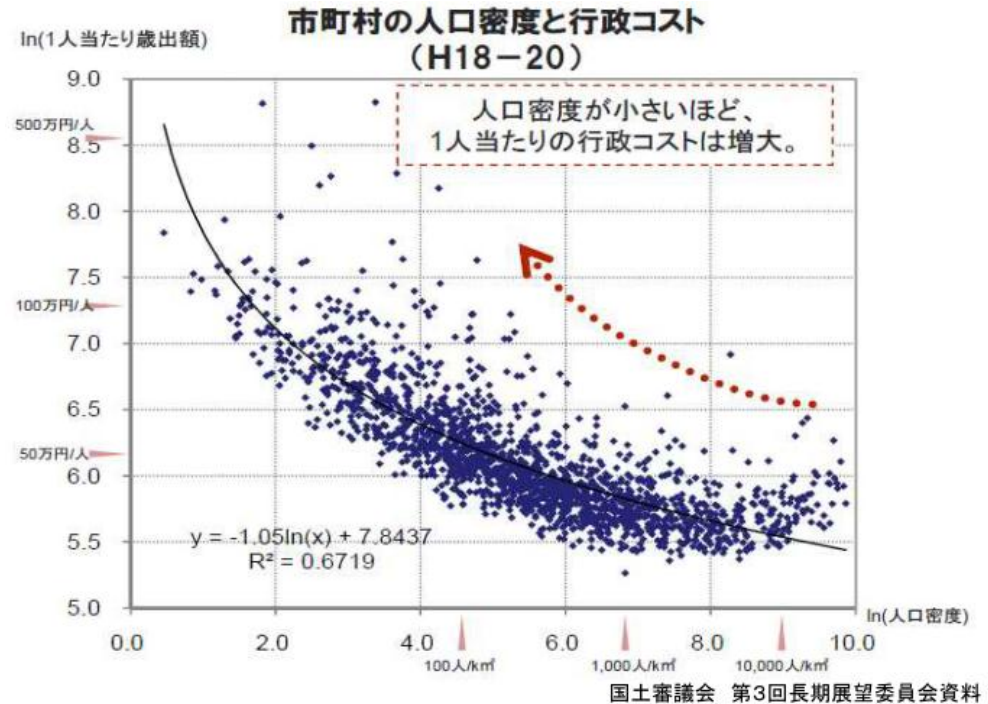
人口密度を維持するとともに、労働生産性の向上や行政の効率化を図り、持続可能な都市経営の基盤づくりを行います。



- (注) 1 対象は都道府県及び一部の政令市(「県民経済計算」で総生産の値が入手できる政令市)。
 2 労働生産性は、県内(市内)総生産(実質)/就業者数により算出。
 3 労働生産性については2010年度、人口密度は2010年の値を使用。

資料) 内閣府「県民経済計算」、総務省「地域別統計データベース」より国土交通省作成

(「国土交通白書2014」より抜粋)

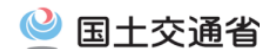


(「改正都市再生特別措置法等について」
 (平成27年6月1日時点版)より抜粋)

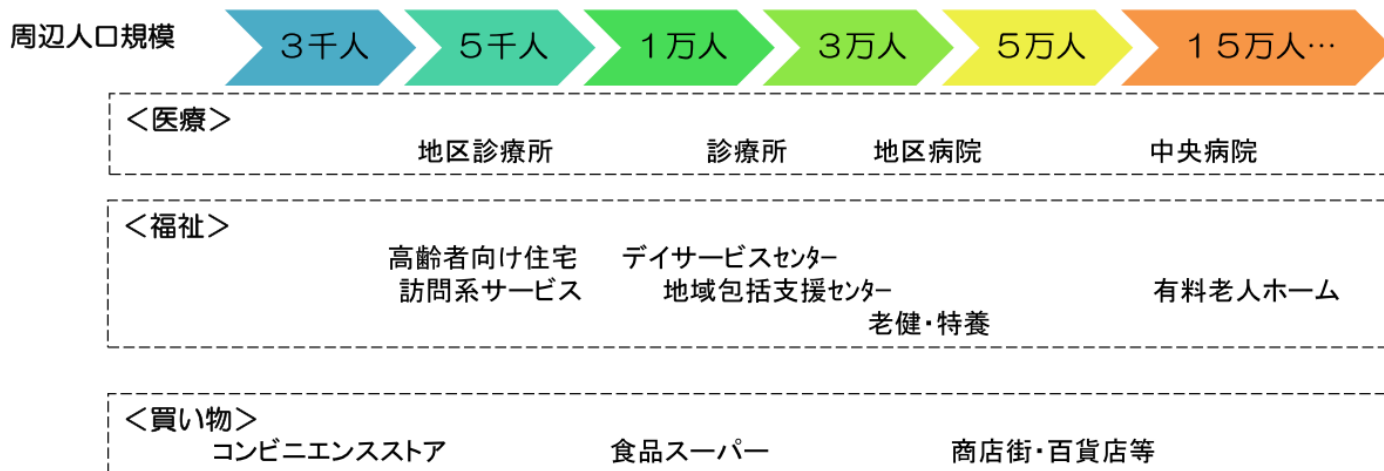
(3) 都市機能の維持

商業や医療・福祉などの都市機能が持続的に維持されるためには、それら施設の圏域に一定規模の利用人口が存在することが求められます。

(参考) 利用人口と都市機能



○ 商業・医療・福祉等の機能が立地し、持続的に維持されるためには、機能の種類に応じて、以下のような圏域人口が求められる。



※人口規模と機能の対応は概ねの規模のイメージであり、具体的には条件等により差異が生じると考えられる。

出典：都市再構築戦略検討委員会専門家プレゼンテーションより国土交通省作成

商業施設の商圈と施設規模

商品の性質や業態の組み合わせ等で、商圈や立地戦略は様々

*コンビニエンスストア

大都市住宅地⇒商圈：半径500メートル、周辺人口：3,000人、流動客

その他の地域⇒商圈：半径2～3キロメートル（幹線道路沿いに立地）、周辺人口：3000人～4000人、流動客

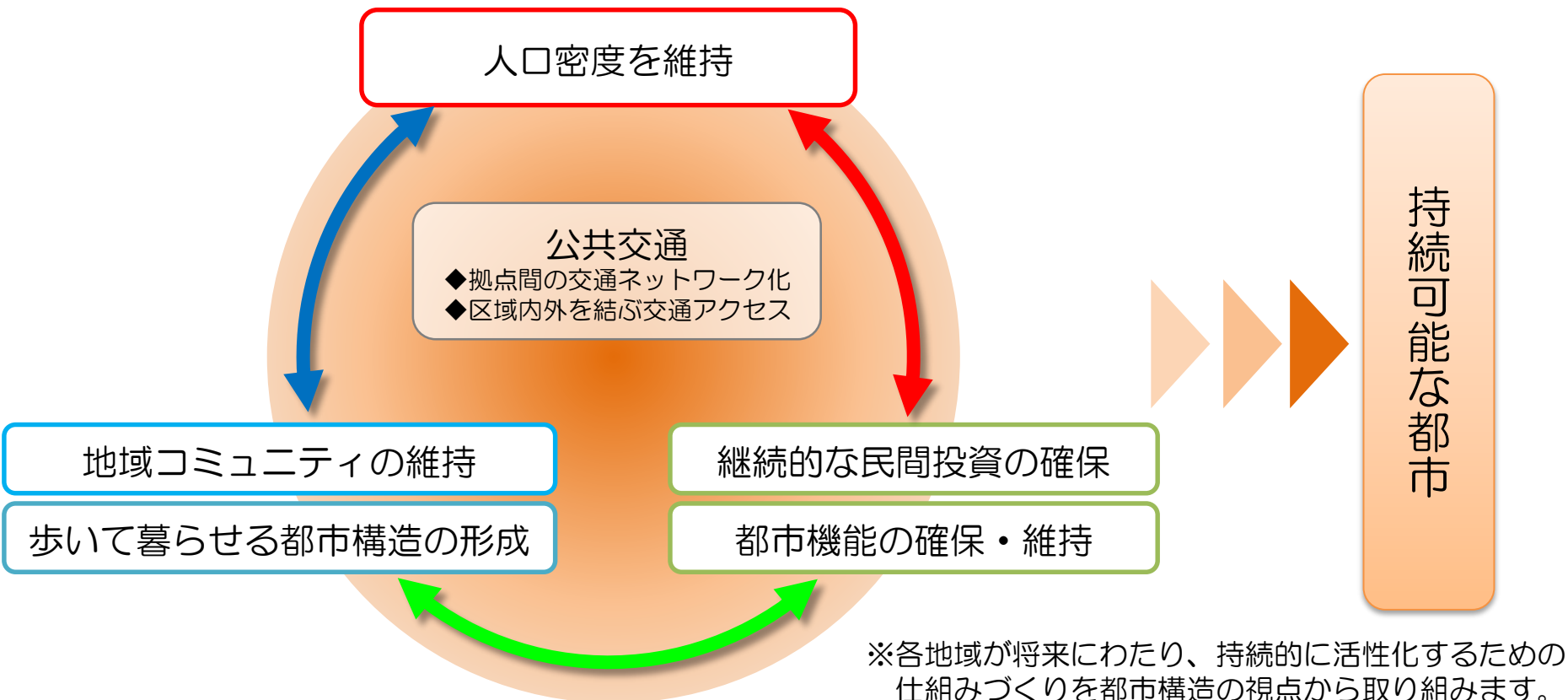
*食品スーパー（2,000～3,000㎡規模）⇒周辺人口1～3万人

*ドラッグストア（1,000～1,500㎡規模）⇒周辺人口1～3万人

国土交通省 都市局 第2回都市再構築戦略検討委員会

有限会社 リテイルウォーク 代表 服部年明 氏 プレゼン資料より抜粋

(4) 持続可能な都市構造



参考：都市計画運用指針より引用

- 医療、福祉、子育て支援、商業その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便を図るために必要な機能が、民間投資等により、持続的に確保される都市
- (人口減少の中であって) 生活サービスやコミュニティが、人口密度を維持することにより、持続的に確保される都市
- 日常生活に必要なサービスや行政サービスが、公共交通の充実により、住民の身近に確保される都市
- 健全な財政運営が、インフラ(社会資本=公共事業)等の抑制、税収の維持により、継続的に確保される都市
- ◆将来にわたる持続可能な都市経営を実現することで、急激な人口減少下においても高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現

(5) 都市の課題抽出

立地適正化計画の策定にあたっては、人口分析をはじめ多角的な分析・科学的根拠に基づき都市の課題を抽出し、その課題解消に向けて、今後講ずべき施策を検討します。

